

## ネットワークセキュリティ利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、この「ネットワークセキュリティ利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「ネットワークセキュリティ」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第1条 （規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の関係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

### 第2条 （用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- ① 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約、光ルーターセキュリティ利用規約及びPCセキュリティ利用規約に基づく契約をいいます。
- ② 本サービス契約者：当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- ③ 本サービスサイト：  
本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<[https://www.docomo.ne.jp/service/network\\_security/](https://www.docomo.ne.jp/service/network_security/)>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。
- ④ 光ルーターセキュリティサービス：本サービスのうち、本規約及び光ルーターセキュリティ利用規約に基づき提供されるサービスをいいます。
- ⑤ 光ルーターセキュリティ利用規約：本サービスのうち、光ルーターセキュリティサービスに適用される利用条件を定めた規約である「光ルーターセキュリティご利用規約」をいいます。
- ⑥ PC セキュリティサービス：本サービスのうち、本規約及び PC セキュリティ利用規約に基づき提供されるサービスをいいます。
- ⑦ PC セキュリティ利用規約：本サービスのうち、PC セキュリティ powered by McAfee サービスに適用される利用条件を定めた規約である「PC セキュリティ powered by McAfee サービス利用規約」をいいます。
- ⑧ 5G/Xi/FOMA/IP 通信網契約：当社が別途定める 5G サービス契約約款若しくは Xi サービス契約約款若しくは FOMA サービス契約約款若しくは IP 通信網サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます。）に基づく 5G 契約(5G サービス契約約款に規定するコース B に係るものを除きます。)又は Xi 契約若しくは Xi ユビキタス契約又は FOMA 契約若しくは FOMA ユビキタス契約又は IP

通信網契約をいいます。

- ⑨ ドコモ回線契約者：当社との間で、5G(5G サービス契約約款に規定するコース B に係るものを除きます。)／Xi／FOMA／IP 通信網契約を締結しているお客さまをいいます。
- ⑩ ペア回線：当社が別途定める提供条件書「ドコモ光基本プラン」に規定する「ペア回線」と同義とします。

### 第3条 (本サービスの内容等)

- (1) 本サービスは、次の各号に掲げるサービスを提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。本サービスのご利用については、本規約のほか、光ルーターセキュリティサービスについては光ルーターセキュリティ利用規約、PC セキュリティサービスには PC セキュリティ利用規約がそれぞれ適用されます。
  - ① 光ルーターセキュリティサービス
  - ② PC セキュリティサービス
- (2) 本規約と光ルーターセキュリティ利用規約、又は本規約と PC セキュリティ利用規約との内容が、それぞれ、矛盾又は抵触する場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
- (3) 光ルーターセキュリティサービスは、光ルーターセキュリティ利用規約所定の基本機能のみをご利用いただく場合を除き、当社と IP 通信網サービス約款に基づき締結している回線契約（以下「IP 通信網サービス回線契約」といいます。）のお客さまに限ってご利用いただけます。また、PC セキュリティサービスは、ドコモ回線契約者のうち、当社が別途定める d アカウント規約又はビジネス d アカウント規約に基づき当社が発行したドコモ回線 d アカウント又はドコモ回線ビジネス d アカウントの ID 及びパスワードをお持ちのお客さまに限り、ご利用いただけます。

### 第4条 (利用契約の成立)

- (1) 本サービスの利用契約は次項以下に定める方法により成立するものとします。
- (2) 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約、光ルーターセキュリティ利用規約及び PC セキュリティ利用規約（以下「本規約等」といいます。）の内容に同意のうえ、光ルーターセキュリティ利用規約又は PC セキュリティ利用規約所定の方法により申込みを行うものとします。本サービスへのお申込みがされた時点で、申込者は、本規約等に同意したものとみなします。
- (3) 本サービス契約は、光ルーターセキュリティ利用規約又は PC セキュリティ利用規約所定の条件に従い、光ルーターセキュリティ利用規約又は PC セキュリティ利用規約所定の時点をもって、当該申込者と当社との間において成立するものとします。

## 第5条 (利用料金及び支払方法)

- (1) 本サービスの利用に係る料金（以下「利用料」といいます。）は、次項以下に定めるとおりとします。但し、本サービスのうち、光ルーターセキュリティ利用規約所定の基本機能のみをご利用になるお客さまは、利用料はかかりません。
- (2) 本サービスの利用料は、月額 385 円(税込)とします。
- (3) 前項の定めにかかわらず、最初に本サービスを利用する場合は、利用契約成立日から起算して 31 日間（以下「無料期間」といいます。）の本サービス利用料については、その支払を要しないものとします。
- (4) 本サービス契約者は、毎月の利用料を、IP 通信網サービス回線契約に係るご利用料金と併せて、又は契約約款に基づく 5G サービス又は Xi サービス又は FOMA サービス又は IP 通信網サービスの料金（以下総称して「5G/Xi/FOMA/IP 通信網料金」といいます。）と併せて、支払うものとします。なお、利用料の請求方法及び支払方法については、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約約款の定めを準用するものとします。
- (5) 利用契約の成立日又は終了日が月の途中の場合における、それぞれの月の利用料は、日割計算によって得た額とします。
- (6) 本サービス契約者は、利用料その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます。）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第 4 項に定める方法により支払うものとします。但し、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
- (7) 当社は、利用料その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (8) 本契約者が、光ルーターセキュリティ利用規約又は PC セキュリティ利用規約所定の方法により本サービスの利用申し込みを行った 5G/Xi/FOMA/IP 通信網契約（以下「対象回線契約」といいます。）について、次の各号に掲げる条件を満たす場合、当該条件を満たしている期間（当該条件を満たさなくなった日を除きます。）における本サービスの月額使用料は、当該各号に掲げる金額とします。
  - ① 本サービスと同時に、当社がデジタル機器補償サービスご利用規約に従い提供する「デジタル機器補償サービス」および当社がネットトータルサポート利用規約に従い提供する「ネットトータルサポート」のすべての契約を締結している場合（以下、この条件を「あんしんパックホーム適用条件」といいます。）：242 円(税込)
  - ② 本サービスと同時に、前号に掲げる契約のほか、当社がケータイ補償サービスご利用規約に従い提供する「ケータイ補償お届けサービス」、「ケータイ補償サービ

ス」又は「ケータイ補償サービス for iPhone & iPad」(それぞれ予約を含み、ケータイ補償お届けサービスにおいては月額料金 418 円(税込)又は 308 円(税込)で契約している場合に限り)、当社があんしん遠隔サポートご利用規約に従い提供する「あんしん遠隔サポート」および当社があんしんセキュリティご利用規約に従い提供する「あんしんセキュリティサービス」の「本有料契約」のすべてを締結している場合：220 円(税込)

なお、対象回線契約である IP 通信網契約において本サービスと同時に前号に掲げるすべての契約を締結している場合であって、当該 IP 通信網契約のペア回線の利用に係る契約(以下「ペア回線契約」といいます。)において、本号に定めるすべての契約(前号に掲げる契約を除きます。)を締結している場合についても、それらのすべての契約が存続している限りにおいて、当該対象回線契約である IP 通信網契約が本号に掲げる条件を満たしているものとして取り扱うものとします。

- ③ 本サービスと同時に、対象回線契約を当社が別途定める 5G サービス約款および提供条件書「料金プラン (home 5G プラン)」で規定する利用上の条件に従って提供する料金プラン「home 5G プラン」により利用し、かつ当社がケータイ補償サービスご利用規約に従い提供する「ケータイ補償サービス」の契約を締結している場合(以下、この条件を「home 5G パック適用条件」といいます。): 220 円(税込)
- (9) 前項の定めにかかわらず、一つの 5G/Xi/FOMA 回線契約又は IP 通信網サービス回線契約について、あんしんパックホーム適用条件を初めて満たす場合には、あんしんパックホームの提供を受けている期間(あんしんパックホームの適用条件を満たさなくなった日を除きます。)に限り、あんしんパックホームの適用条件を初めて満たした日から起算して 31 日間は月額料金の支払いを要しないものとします。なお、同一期間内において本項の条件と第 3 項の条件の双方を満たす場合は、当該期間は本項の定めが優先して適用されます。
- (10) 本契約者が、対象回線契約について、あんしんパックホーム適用条件と home 5G パック適用条件の双方を満たす場合は、あんしんパックホームの適用を受けている期間(あんしんパックホーム適用条件を満たさなくなった日を除きます。)に限り、第 8 項第 3 号の定めは適用されません。
- (11) 本サービス契約者は、当社が利用料その他の本サービス契約者に対する債権を当社が指定する第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
- (12) 本サービスの利用にあたっては、別途通信料がかかります。

## 第6条 (利用契約の終了)

利用契約は、光ルーターセキュリティ利用規約又はPCセキュリティ利用規約所定の解約、解除その他の終了事由に該当した場合に、終了するものとします。

#### 第7条 (個人情報)

当社は、本サービス契約者の情報の取扱いについて、別途当社が定める「[NTT ドコモ プライバシーポリシー](#)」において公表します。

#### 第8条 (本サービスの提供の中断等)

当社は、光ルーターセキュリティ利用規約又はPCセキュリティ利用規約所定の場合に、本サービスの全部又は一部の提供を、中断、中止等する場合があります。

#### 第9条 (本サービスの廃止)

- (1) 当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法その他当社が適当と判断する方法により、本サービス契約者に対して事前にその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。
- (2) 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより本サービス契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

#### 第10条 (変更の届出)

- (1) 本サービス契約者は、氏名、名称、住所、電話番号その他本サービスに関する当社への届出内容に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにも関わらず、当社に届出がない場合（届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、本規約等に定める当社からの通知については、当社か本サービス契約者から届出を受けている連絡先への通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- (2) 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を本サービス契約者に求める場合があります、本サービス契約者はこれに応じるものとします。

#### 第11条 (通知)

当社は、利用契約に関する本サービスに関する本サービス契約者への通知又は周知を、当社が適当と判断する方法により行います。

#### 第12条 (本規約の変更)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社が適切と判断した方法によって、あらかじめ本サービス契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、当該変更後の本規約が適用されます。

- ①本規約の変更が、本サービス契約者の一般の利益に適合するとき。
- ②本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

#### 第13条 （損害賠償）

- (1) 当社が本サービス契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が本サービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ、1か月分の利用料（本サービス契約者が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金とします。）相当額を上限とします。
- (2) 当社の故意又は重大な過失により本サービス契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。
- (3) 当社が本サービス契約者に対して損害賠償責任を負う場合の条件については、前二項に定めるほか、光ルーターセキュリティ利用規約又はPCセキュリティ利用規約が適用されるものとします。

#### 第14条 （残存効）

利用契約が終了した後も、第9条（本サービスの廃止）第2項、第12条（本規約の変更）第2項、第13条（損害賠償）、第14条（残存効）、第15条（譲渡禁止）、第16条（準拠法）及び第17条（管轄）の定めは、なお有効に存続するものとします。

#### 第15条 （譲渡禁止）

本サービス契約者は、利用契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

#### 第16条 （準拠法）

利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第17条 （管轄）

本サービス契約者と当社との間で利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は本サービス契約者の住所地の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（2019年07月24日）

本規約は、2019年07月24日から実施します。

附則（2020年3月5日）

本規約は、2020年3月5日から実施します。

附則（2020年3月25日）

本規約は、2020年3月25日から実施します。

附則（2021年2月3日）

本規約は、2021年2月3日から実施します。

附則（2021年3月26日）

本規約は、2021年3月26日から実施します。

本規約におけるビジネス d アカウントに関する規定は、当社が別途定めるビジネス d アカウント規約発効日から適用します。

附則（2021年8月27日）

本規約は、2021年8月27日から実施します。

附則（2021年12月15日）

本規約は、2021年12月15日から実施します。

附則（2022年3月17日）

本規約は、2022年3月17日から実施します。